

令和7年12月26日
北関東防衛局調達部

標準図等活用方式（B－3方式）について

- 防衛省が発注する建設工事において、部隊配備や装備品の取得が予定される時期までに所要の施設整備を完了させるために、標準図等活用発注方式（B－3方式）※により工事を発注することがあります。
※別途発注の設計業務が完了する前に、概略の図面及び数量を活用して工事を発注し、その後、設計業務の成果品（設計図書）に基づく受発注者間の協議を踏まえ、契約変更を行い、工事に着手する方式
- 令和5年度以降、防衛力整備計画において示された施設の強靱化を実現するため、施設整備を集中的に実施してきており、当該方式により、多くの工事が発注されているところ、設計業務の遅延に伴う工期延長及び費用の増加、監理技術者等の交代などに関して、様々な御懸念の声をいただいていることも事実です。
- このため、設計業務の遅延に伴い増額となった費用については適切に工事費に計上することや、工事一時中止、工期延長、監理技術者等の交代などの要望に対しても、受発注者間で協議の上で、適切に対応することを周知徹底すべく、防衛省本省から地方防衛局等に対し、当該方式に係る業務処理要領が改めて通知される予定です（別紙1概要）。
- また、当局としては、こうした現状を踏まえ、現状の制度及び契約内容に対する懸念や改善要望の声にしっかりと対応すべく、一元的な相談窓口を設けることとしました（別紙2）。
- その上で、防衛省として、施設整備を集中的に実施する中においても、工事に円滑に着手できるような発注方式が望ましいと考えているところ、標準図等活用発注方式（B－3方式）に代わる発注方式についても鋭意検討を進めてまいります。

標準図等活用方式（B－3方式）に係る業務処理要領（概要）

- 工事契約後、速やかに工事受注者及び設計業務受注者、監督官が打合せを実施し、設計業務の進捗状況及び工事着手時期の見通し等について認識を揃えること。この際、工事着手時期が現場説明書から変更となる場合には、直ちに工事一時中止などの措置を適切に行うこと。
- 設計業務の遅延に伴い、工事における監理技術者等の拘束に関する費用又は監理技術者等の交代について、工事受注者から協議があった場合には、受発注者間で協議の上、適切に対応すること。
- 工事受注者が建設工事の着手見込等を把握し、必要に応じて工事内容を調整できるようにするため、設計業務受注者は、設計業務の進捗状況について、情報共有システムを用いるなどして、定期的に工事受注者及び監督官に連絡・報告すること。また、設計業務受注者は、設計業務における結節点（例：30%、60%、90%の段階）において、工事受注者及び監督官との打合せを実施すること*。
※当該打合せに係る費用は、工事及び設計業務において、適切に計上する。
- 設計業務の遅延に伴い増額となった、次に掲げるような費用については、受発注者間で協議の上、見積活用を適用するなど、適切に工事費に計上すること。
 - ・ 監理技術者等の拘束に係る費用（打合せ、工事着手前の準備に要した分を含む）
 - ・ 発注者側が指示する工期短縮のために必要となる費用（仮設計画、工法変更、冬期施工、資機材の緊急手配、連れ越し費等）
 - ・ 賃金水準や物価水準の上昇による費用
 - ・ 作業ヤード等を駐屯地・基地等に確保できない場合の周辺での借料等

標準函等活用方式（B－3方式）に係る相談窓口

発注機関	所属・役職	氏名	電話番号
			メールアドレス
北関東防衛局	調達部次長	柚木 隆行 (ゆのき たかゆき)	048-600-1825 (内線 2401)
			t-yunoki-kk@n-kanto.rdb.mod.go.jp